

御坊市学校給食副食調理等業務委託事業者募集要項

1. 業務委託の概要

- (1) 名 称 御坊市学校給食副食調理等業務委託
- (2) 場 所 御坊市塩屋町南塩屋1664番地3
御坊市立給食センター
- (3) 内 容 学校給食副食調理業務、配送業務、回収業務及び食器等の洗浄業務で、詳細は、「御坊市学校給食副食調理等業務委託仕様書」をご覧ください。
- ① 対象学校数等 幼稚園 4園
小学校 6校
中学校 5校
- ② 調理食数 約2,200食/日
※ 幼稚園の給食実施日は、月曜日、水曜日及び金曜日の週3日であるため、火曜日並びに木曜日の食数は約200食減となります。
(園行事等により給食実施日に変更になる場合があります。)
- ③ 配送車両の数 2t貨物 4台
軽4貨物 1台(大成幼稚園専用)
- (4) 調理施設の概要 HACCP対応施設
オール電化厨房
ドライシステム採用
厨房設備の処理能力 3,000食/日

2. 業務委託期間

平成30年8月1日から平成35年7月31日までとします。

ただし、業務委託期間内であっても業務を継続することが適当でないと認められる状態になったときは、契約を解除することがあります。

3. 業務委託料

- ① 業務委託料の上限額は、64,000千円/年額(税込み)としますので、当該金額以内で提案してください。
- ② 業務委託料は、年間委託料を12で除した額を毎月支払います。ただし、年間委託料を12で除した金額に千円未満の端数が生じるときは、9月分から7月分までは、千円未満の端数を切り捨てた金額とし、8月分は、年間委託料から9月分から7月分までの支払い額を控除した金額を支払うこととします。

4. 参加資格

- ① 資本金が、1,000万円以上であること。
- ② 従業員が100人以上であること。
- ③ 近畿2府4県に本店、支店又は営業所を有していること。
- ④ 厚生労働省作成の「大量調理施設衛生管理マニュアル」に定められた「同一メニューを1回300食以上又は1日750食以上を提供する調理施設」での調理経験を3年以上有していること。
- ⑤ 近畿2府4県で学校給食法（昭和29年法律第160号）に規定する学校給食の実施に必要な施設での調理業務（以下「学校調理業務」という。）の経験を3年以上有し、現に学校調理業務の契約を締結していること又は学校調理業務の経験が3年未満であっても、現に学校調理業務の契約を2件以上締結していること。
- ⑥ 所得税、法人税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 御坊市に納付又は納入すべき市税を完納していること。
- ⑧ 万一の事故発生に備えて、委託業務の開始までに損害賠償を確実にできる損害賠償責任保険又は製造物責任法（平成6年法律第85号）に基づく生産物賠償責任保険に加入すること。
- ⑨ 近畿2府4県内において過去3年以内に食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づく行政処分を受けていないこと。
- ⑩ 従業員に対する安全・衛生教育が徹底され、かつ、学校給食衛生管理基準（平成21年文部科学省告示第64号）に基づいた衛生管理マニュアルを自社において確立し、これに基づき調理業務を行っていること。
- ⑪ 御坊市暴力団排除条例（平成23年条例第18号）第2条第1号から第3号までに規定する者及びその者と密接な関係を有する者に該当しないもの
- ⑫ 業務の履行が継続できなくなった場合、代行保証人として業務契約を継続して行うことのできる上記資格要件を満たす事業者があること。

5. 提出書類

申請に当たっては、次の書類を教育委員会に提出していただきます。なお、教育委員会が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

- ① 参加申込書（様式第1号）
- ② 企画提案書（様式第2号）
- ③ 事業者概要及び受託実績届出書（様式第3号）
※ 事業者のパンフレット等があれば、合わせて提出してください。
- ④ 衛生管理マニュアル（衛生管理マニュアルの返却を希望する場合は、衛生管理マニュアル返却願（様式第4号）及び返信用封筒等）
- ⑤ 申請者の登記事項証明書（申請日から3か月以内に発行したものに限る。）
- ⑥ 印鑑証明書（参加者及び代行保証人のもので、申請日から3か月以内に発行したものに

限る。)

- ⑦ 所得税、法人税、消費税及び地方消費税について未納の税額がないことの証明書（その3の3）
- ⑧ 市税完納証明書（未納の税額がないことの証明、御坊市税務課において交付を受けること。）
- ⑨ 宣言書（様式第5号）（近畿2府4県内において過去3年以内に食品衛生法に基づく行政処分を受けていないことを宣言するもの）及び証明願（証明書）（様式第6号）を近畿2府4県内で営業許可を受けている営業所を所管する保健所（複数の営業所で営業許可を受けている場合は、その内の1か所）で証明を受けて提出してください。
- ⑩ 誓約書（様式第7号）（御坊市暴力団排除条例第2条第1号から第3号までの規定に該当しないことを誓約するもの）
- ⑪ 履行証明書（様式第8号）
- ⑫ 副食調理等業務委託料見積書（人件費、法定福利費、福利厚生費、保健衛生費、事務費、消耗品費、営業管理費、その他経費がわかるもので、業務1年間に要する経費を見積もったもの）

※ 注意事項

- ア) 提出した書類の内容を変更することはできません。
- イ) 提出書類に虚偽の記載があった場合及び記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格とします。
- ウ) 提案は、1種類しかできません。
- エ) 提出書類は、理由の如何を問わず返却しません。ただし、衛生管理マニュアルの返却を希望する事業者については、「衛生管理マニュアル返却願」及び返信用封筒等を提出してください。
- オ) 申請に要する経費等は、すべて申請者の負担とします。
- カ) 提案書等の著作権は、参加申込者に帰属するものとします。ただし、教育委員会、委託事業者決定の公表等で必要な場合は、提案書等の内容を無償で使用できるものとします。

6. 参加申込受付及び募集要項等

参加を希望される場合は、次の受付期間内に「参加意思表明書（様式第9号）」を持参又は郵送により提出してください。

また、募集要項、仕様書及び参加申込意思表明書等の様式は、市のホームページから取得してください。

<http://www.city.gobo.wakayama.jp/index.html>

- (1) 受付期間 平成30年4月16日（月）から4月27日（金）まで
午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時まで必着のこと。

(2) 受付場所 御坊市教育委員会 教育総務課

〒644-0002 御坊市藪367番地

電話 0738-23-5525

FAX 0738-24-0528

E-mail kyouso@city.gobo.lg.jp

7. 参加の辞退

参加意思表明事業者のうち、プロポーザルに参加しない場合は、平成30年5月11日(金)までに、「参加辞退届(様式第10号)」を持参又は郵送により提出してください。

※ 郵送の場合は、書留郵便により期限日の午後5時まで必着のこと。

8. 質問事項の受付及び回答

仕様書等の内容に関する質問を次のとおり受け付けます。

(1) 受付期間 平成30年4月16日(月)から4月27日(金)午後5時まで

(2) 受付方法 別紙「仕様書等に関する質問書(様式第11号)」に記入の上、FAX又は電子メール(送信先アドレスは「6. 参加申込受付及び募集要項等(2) 受付場所」に記載しています。)により提出してください。

(3) 回答方法 受け付けた質問については、参加意思表明をした全事業者に対し、FAX又は電子メール若しくは説明会において回答します。

9. 仕様書等の説明会及び現地説明の実施

仕様書等の説明会及び現地説明を、次のとおり開催します。参加を希望される場合は、「仕様書等の説明会及び現地説明参加届(様式第12号)」を5月2日(水)までにFAX又は電子メールにより提出してください。(提出先は、「6. 参加申込受付及び募集要項等(2) 受付場所」に同じ。)

(1) 開催日時 平成30年5月8日(火) 午後2時00分から

(2) 開催場所 御坊市立給食センター 2階ミーティングルーム(予定)

(3) 注意事項

① 仕様書等の説明会終了後、引き続き現地説明を行いますので、調理室等に入室される方は、検便の検査結果(1か月以内)並びに清潔な衣服(調理着及び帽子等)、靴(汚染区域用及び非汚染区域用)及び長靴を用意してください。

② 現地説明時は、教育委員会の指示に従ってください。

10. 提出書類の受付

(1) 受付期間 平成30年5月10日(木)から5月14日(月)まで
午前8時30分から午後5時まで

※ 郵送の場合は、書留郵便により最終日の午後5時までに必着のこと。

※ 電子メール、FAXでの提出は認めません。

- (2) 受付場所 「6. 参加申込受付及び募集要項等(2) 受付場所」に同じ。
- (3) 提出部数 「5. 提出書類」の②から⑤までは、8部（⑤の衛生管理マニュアル返却願は、1部）、①及び⑥から⑩までは、1部

11. 選定方法

(1) 第一次審査（書類審査）

提出された企画提案書等に対し、教育委員会で第一次審査を実施します。第一次審査の結果は、参加意思表明書を提出された全事業者に対し、平成30年5月15日（火）に郵送する予定です。

(2) 第二次審査（プレゼンテーション及びヒアリング）

企画提案書等提出された書類についての審査及びプロポーザルヒアリングの結果を学校給食関係者（学校長・幼稚園長・給食主任・PTA・市職員）で組織する選定委員会において、次の評価基準に基づき評価を行い、その合計点数をもって委託候補事業者を選定します。

① 評価基準

評価項目、評価内容及び配点は、次表のとおりとします。

評価項目	評価内容	点数
学校給食に対する取組	・企業理念、業務内容 ・受託への熱意、意欲、特色	25点
安全衛生管理体制	・衛生管理の考え方 ・従業員の健康管理	25点
業務遂行能力	・業務運営体制 ・調理員の配置体制 ・安定した提供体制	25点
受託実績	・学校給食副食調理等業務の受託実績	25点

② プロポーザルの日程等

日 時 平成30年5月31日（木） 午後2時00分から

開催場所 御坊市教育委員会

プロポーザルの内容

次のとおりプレゼンテーション及びヒアリングを行います。

項目	注意事項
持ち時間	企画提案書の説明（プレゼンテーション）は20分以内とし、その後引き続き10分程度のヒアリングを行います。
内容	提出した提案書により、説明、アピール等を行ってください。

説明者	5名以内とします。
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・プレゼンテーションの順番は、企画提案書の提出順とします。 ・プレゼンテーションにおいて、Power Point 等の使用を希望する場合は、教育総務課までお問い合わせください。

12. 選定結果の通知及び公表

選定結果については、全参加申込者に文書で通知するとともに、市のホームページで公表します。

13. その他

(1) 損害賠償責任保険等証書の提出

受託事業者は、「4. 参加資格⑧」に記載する保険証書の写しを業務開始までに提出してください。

(2) 給食開始前の準備

受託事業者は、現受託事業者と引継ぎを行い、円滑に学校給食副食調理等の業務が遂行できるように体制を整えてください。

(3) 選定の取消し

選定事業者が、資金事情の悪化等により、業務を履行することが確実でないと認められるとき又は著しく社会的信用を損なう行為等により、委託事業者としてふさわしくないと認められるときは、選定を取り消すことがあります。